

一 自築山社頭至松原同小門掃除之事、
 可為毎月晦日也、普請衆事百石分
 限仁一人宛可有支配之、普請奉行人并可
 出普請衆人数兼日可被相定之、若
 風雨之時者、可待天氣、此等之次第、所被
 仰出壁書如件、

(一四八七)
 文明十九年三月卅日

(馬田)
 弘途 奉

『大内氏実録土代之十五 大内氏掟書 全』(近藤清石文庫98-15(20の15))

天気 ②

大内氏と天気(2)

《掃除は雨の日に？ 晴れの日に？》

現代と同じで、雨は降り続ければよいというものではありません。上の史料は、「大内氏掟書」に収められている築山社の掃除に関する記述です。

築山社とは、大内氏館北方に所在した大内政弘の先代・教弘を祭る社のことです。もとは、教弘の隠居所として建てられた居館でしたが、教弘が没すると、祭祀空間に変容しました。

つまり、この文書は、故・教弘を弔う社を掃除することについての規則を定めた内容と理解できます。

ここで定められたことは、次の通りです。

- ① 掃除範囲は社頭から松原・小門まで
- ② 掃除の日にちは、毎月晦日
- ③ 普請衆(掃除人)は家臣の所領百石につき一人を差し出すこと
- ④ 普請奉行人と普請衆の人数は事前に決定
- ⑤ 風雨(荒天)の時は、天気の回復を

待つように

ここで注目されるのは、⑤の天気に関する記述です。荒天の時は天候の回復を待ち、天候の回復後に掃除をせよ、ということです。そして、掃除の範囲は、あくまでも①にあるように屋外に限定され、社殿内は掃除の範囲に含まれていません。

わざわざ荒天時における築山社の掃除についてのルールを明文化した大内氏には、聖域の掃除 = 環境保全を家臣に担わせることで、神格化した教弘への信仰を彼らとも共有する狙いがあったのではないかと考えられます。

《悪天候の船渡し》

「大内氏掟書」には、船渡しに関する記述がわずかに残されています。

たとえば、佐波郡を流れる佐波川については、人・荷物・馬・輿にかかる船渡しの船賃が定められています。

文書の背景には応仁・文明の乱(1467～1477)があり、大内氏は軍を率



大内氏実録土代
 (近藤清石文庫98-15)

萩藩士・近藤清石の旧蔵本「大内氏実録土代」は、大内氏関係の諸史料を筆写してまとめたものです。

「大内氏掟書」は、散発的に発布された壁書をまとめたものです。「大内氏掟書」には、いくつかの伝本があります。ここでは永田本を紹介しています(第17回アーカイブズウィーク解説シート⑥参照)。

いて上洛をして戦いに明け暮れます。乱中は畿内と山口の間を軍勢が行き来することになります。仮にこの規定が有事に決められたものだとしても、荒天・夜中を問わず、客が船賃を支払ったのであれば、船方はすぐに船を出すように、というのは船方に不利な内容といえます。

少々、無茶な規定であるためか、支払われた船賃は船の修理に充ててもよく、また自身の懐に入れてもよいとされ、課税の対象にはされていませんでした。

《風があらうと、波があらうと》

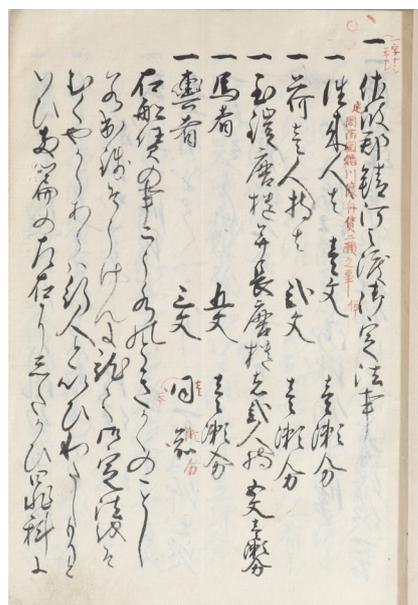
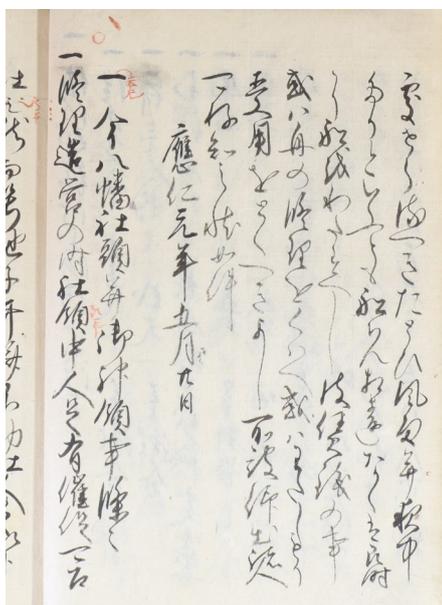
このほか、悪天候時の船渡しの規定については、「大内氏掟書」に赤間関(現在の下関市)から小倉・門司・

赤坂(いずれも気現在の福岡県北九州市)の間を渡す規定も確認できます。

「風波のとき、いひえるままに船方とも賃をとるによりて、毎度御法やふるなり、縦風波の時も、此御法たるべきなり」

風が強く波が立つ時には、船方は言い値で船賃を徴収していたようです。大内氏はこれを禁止し、定められた船賃以上を徴収してはならないと決めました。

船方の視点で作成された史料は残されていませんのではつきりしたことはわかりませんが、値を吊り上げることで危険な船渡しを回避していたともいえるかもしれません。



『大内氏実録土代之十五 大内氏掟書 全』(近藤清石文庫98-15(20の15))

- 一 佐波郡鯖河之渡御定法事
 - 一 往来人は 三文 吉瀬分
 - 一 荷者人持は 三文 吉瀬分
 - 一 至鎧唐櫃并長唐櫃は 式人持 五文 吉瀬分
 - 一 馬者 五文 吉瀬分
 - 一 輿者 三文 同前
 - 一 右船賃の事、こう水(洪水)のときかくのことし、
若出錢(増減)そうけん(五)に就て御定法をそ
 - 一 むくやからあら八、役人といひ、わたしもりといひ、両篇の左右にしたかひ、罪科に
 - 一 処せらるへき、たとひ雨風并夜中(船賃)
 - 一 たりといふとも、船ちん相違なくは即時(渡)
 - 一 に船をわたすへし、彼賃錢の事、
或八舟の修理をく八へ、或八わたしもり(得)
 - 一 受用をとくへきよし、所被仰出、諸人
 - 一 可存知之状如件、
(二四六七)
- 応仁元年五月廿日